

熊本県監査委員公告第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成28年12月5日から平成29年1月30日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年8月10日

熊本県監査委員 豊田 祐一
同 竹中 潮
同 城下 広作
同 池田 和貴

監査 対象機関	監査の結果	措置状況等
教育委員会 菊池高等学校	<p>(行政財産目的外使用許可に伴う使用料の算定について)</p> <p>売店及び自動販売機の行政財産目的外使用許可に伴う使用料の算定において、容器の回収ボックスを売店及び自動販売機とは別に算定しているため、本来徴収すべき使用料より過大に徴収している。</p> <p>返納の手続を行うとともに、熊本県財産条例に基づき適正な使用料を徴収すること。</p>	<p>平成24年度からの新規物件として回収ボックスの使用許可を平成23年度末に行った際、施設課からの指示により、継続物件の自動販売機等の面積による算出料金に新規の回収ボックス分の面積による算出料金を別途計算し、それらを合算して平成24年度分の使用料を算出した。</p> <p>平成25年度以降については、自動販売機等と回収ボックスの合計面積をもとに計算を行うべきであったが、前年同様の算定方法を継続して行い誤った額を算出していたのが原因であった。</p> <p>平成28年度分については戻出手続きを行い過納額を返還した。平成25、26、27年度の過年度分については、主管課に予算措置をお願いし予算の令達を受け平成29年3月2日付けで返還を行った。</p> <p>今後の使用料の算定においては同一案件であろうとも安易に前年度同様とせず、法令等はもとより、過去の通知文やメールによる連絡も見落としがないよう複数で確認する体制を整え同様の誤りがないよう取組みを強化する。</p>
教育委員会 八代清流高等学校	<p>(特殊勤務手当について)</p> <p>教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものが複数ある。</p> <p>追給の手続を行うとともに、熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>平成27年度に実績のあった対外運動競技等の引率指導業務について、未支給となっていた7件(4名)について、学校人事課給与制度係に報告、手続後、平成29年2月の給与で追給を行った。</p> <p>今後、業務の実績確認について、給与担当者と旅費担当者で情報を共有し、職員間の連携をとりながら実態把握を確実にを行う。また、勤務実績報告についても複数職員で確認し、職員相互のチェック体制を徹底し、支給誤りがないよう事務処理を行っていく。</p>

<p>教育委員会 鹿本商工高等学校</p>	<p>(教職員の年末調整について) 年末調整における住宅借入金等特別控除申告について、控除額誤りにより延滞税及び不納付加算税を納付した事案が発生しているにもかかわらず、その後も同様の控除額誤りが発生している。 年末調整に係る申告について、適正に行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>平成28年8月31日の学校人事課学校訪問の際に、住宅借入金の借り換えに伴う控除額の誤りについての指導を受け、直ちに調査を行った。該当者の過去5年に遡って前任校分まで算入し、管轄税務署で手続きを行い、本人が納入通知書により納入し、修正を完了した。 2年前にも住宅借入金等特別控除に関する誤りの指導を受けており、その内容は異なるものの申告者本人の認識不足及びチェックミスによる控除額の誤りがあった。続けて起きた事案の重要性に鑑み、全職員への周知徹底及び指導をするため、職員会議において、学校人事課から示された職員用リーフレット及びチェックリストを配布し、可能な限りわかりやすく説明を行い、特に住宅借入金等特別控除については該当者に対して個々の周知を図った。今後も担当者のスキルアップはもとより、担当者以外の組織的なダブルチェック体制により再発防止に努めていく。</p>
<p>教育委員会 八代工業高等学校</p>	<p>(職員の交通事故等について) 公務中の過失割合が高い物損事故及び通勤中の司法処分がなされた交通法規違反が各1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>平成28年6月に飲酒運転防止及び交通事故・違反防止研修を全日制・定時制合同の職員研修で行い、交通違反・事故防止の徹底を図った。 また、平成28・29年度に熊本県教育委員会指定「交通安全教育研究推進校」の指定を受けているため、生徒とともに職員についても、交通安全に対する意識高揚を行う。今後も職員朝会や研修等で交通違反・交通事故防止について意識付けを行う。</p>
<p>教育委員会 鹿本農業高等学校</p>	<p>(工事の契約保証金の納入時期について) 災害復旧工事3件に係る契約保証金が、工事着工後に納入されている。 契約保証金は平成28年6月21日付け監第534号土木部長通知に基づき適正に徴収すること。</p>	<p>契約保証金に係る事務処理について、平成28年6月21日付け監第534号土木部長通知をはじめ、その他関係法令等を確認した。 この事案については、職員が入札契約に関する知識が不足していたことが原因であるため、事務職員全員で入札契約に係る関係法令、手引き等の再確認を行い、入札契約の際は複数で確認をすることとした。</p>

<p>教育委員会 芦北高等学校</p>	<p>(個人情報の取扱いについて) 前年度の監査において、個人情報の保護に関する規定及び個人情報取扱特記事項の添付がなかったため、課題としていたが、今年度も改善されておらず、生徒の尿検査検診業務委託他1件において、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、契約書に個人情報の保護に関する規定がない。 個人情報を取り扱う業務を委託する際には、熊本県個人情報取扱事務委託基準に基づき、契約書に規定するなど適切に処理を行うこと。</p>	<p>前年度監査の注意を受けて、別紙にて、契約の相手方が作成した個人情報取扱注意事項を添付していたが、契約書上に個人情報の保護に関する規定を明記していなかった。 監査後、契約書の内容の見直しを行い、平成29年度の契約書には、個人情報取扱特記事項を添付するだけでなく、契約書内に個人情報の保護に関する規定を記載した。 なお、今後、個人情報を取り扱う業務を委託する際は、契約内容を主査、副査及び事務長で精査した上で、熊本県個人情報取扱事務委託基準に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
-------------------------	--	---

監査対象機関	監査結果に付した意見	意見に対する通知事項
教育委員会 学校人事課	<p>(職員の交通事故等について)</p> <p>職員の交通安全対策については、以前から、各所属で講習会開催等の努力をされているが、今年度の第4次定期監査においても、公務中の職員の過失割合の高い交通事故等が多数発生している。</p> <p>また、平成28年12月には県立学校教諭が飲酒運転で人身事故を起こして逮捕されるという事案が発生している。</p> <p>交通事故は、被害者や運転者の心身に及ぼす影響が甚大であることは言うまでもないが、損害賠償や公用車の修理費用が公金から支出されるなど県の損害も発生し、引いては県の信用の損失にもつながりかねない重要な課題である。</p> <p>職員一人一人がこれらのことを十分認識し、自動車の運転に当たっては交通法規の遵守、交通安全に努めるよう、これまで以上に有効な対策を講じられたい。</p>	<p>これまでも教職員の交通事故について、学校人事課では校長会議をはじめとする管理職会議等で機会を捉え職員の交通安全対策について周知し、管理職から教職員に対し指導や注意喚起を促してきたところ。</p> <p>具体的には、平成26年3月7日付け教人第1374号「教職員の飲酒運転防止について」の周知を図り、更に平成28年12月12日付け教人第1144号「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保の徹底について」により、各県立学校長、各教育事務所長及び山鹿市教育長に対し、交通事故等の防止及び飲酒運転の根絶について取り組んできた。</p> <p>なかでも飲酒運転の根絶については、「飲酒習慣セルフチェック (AUDIT)」を活用し、自己宣言の内容を家族等の身近な方に確認してもらうことで教職員の個別の指導・支援に活用するよう通知した。</p> <p>また、平成28年12月15日には、飲酒運転で人身事故が発生したことを受け、臨時県立学校長・教育事務所長合同会議を開催し、飲酒運転の根絶、交通事故及びその他の交通違反の防止について周知徹底し、アルコール依存症が疑われる教職員がいた場合の対応については、管理職からの相談も含めて、県精神保健福祉センターに個別相談に行くよう周知した。</p> <p>今年度は、4月12日に開催した県立学校校長会議で改めて教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保の周知を行った。</p> <p>今後は、交通事故等の具体的事例やドライブレコーダー動画等を活用した研修事例等を管理職会議で紹介するなど、より一層交通安全対策に向けて取り組んでいく。</p>

<p>教育委員会 学校人事課</p>	<p>(業務委託契約の事務処理について) 業務委託契約に関して、個人情報を取り扱うにもかかわらず、熊本県個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報保護に関する規定の漏れや個人情報取扱特記事項の添付漏れ事案が発生しているほか、契約書作成時に別添として添付することとしている仕様書等が添付されていない事案が監査で見られている。</p> <p>個人情報取扱いの外部委託に際しては、個人情報保護条例第13条第1項の規定により個人情報取扱事務受託者等が講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならないこととされていることから、この取扱いに漏れが生じないように改めて周知を図る必要がある。</p> <p>また、契約書に添付する仕様書等は、契約書と一体となって業務内容を提示する重要な書類であることから、添付漏れが生じないように、契約書作成時に担当職員が留意することはもとより、所属においても支出負担行為書決裁時のほか、文書審査、公印管守者の承認等の機会に組織的なチェックを行うなどの防止策を講じる必要がある。</p> <p>以上のことから、貴所属において所管される事項について、同様の事例が繰り返されることのないよう、各所属に周知を図るとともに、貴所属における審査等の機会を通じても指導を行いたい。</p>	<p>平成28年度に学校訪問を39校で実施し、「個人情報取扱特記事項添付の有無」及び「契約書に添付する仕様書の有無」について確認し、適切な処理がなされていない場合は指導を行った。</p> <p>また、年度末には「業務委託契約に係る個人情報等の適切な取扱いについて(通知)」が教育政策課長から発出されており、さらに3月30日、4月14日に開催した県立学校事務長会においても周知徹底を行った。</p> <p>なお、今後同様の事例が発生しないよう引き続き学校訪問を実施し、適切な事務処理がなされるよう指導を行っていく。</p>
------------------------	---	--

<p>総務部 県政情報文 書課</p>	<p>(業務委託契約の事務処理について) 業務委託契約に関して、個人情報を取り扱うにもかかわらず、熊本県個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報保護に関する規定の漏れや個人情報取扱特記事項の添付漏れ事案が発生しているほか、契約書作成時に別添として添付することとしている仕様書等が添付されていない事案が監査で見られている。</p> <p>個人情報取扱いの外部委託に際しては、個人情報保護条例第13条第1項の規定により個人情報取扱事務受託者等が講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならないこととされていることから、この取扱いに漏れが生じないように改めて周知を図る必要がある。</p> <p>また、契約書に添付する仕様書等は、契約書と一体となって業務内容を提示する重要な書類であることから、添付漏れが生じないように、契約書作成時に担当職員が留意することはもとより、所属においても支出負担行為書決裁時のほか、文書審査、公印管守者の承認等の機会に組織的なチェックを行うなどの防止策を講じる必要がある。</p> <p>以上のことから、貴所属において所管される事項について、同様の事例が繰り返されることのないよう、各所属に周知を図るとともに、貴所属における研修等の機会を通じても指導を行いたい。</p>	<p>①平成29年3月29日付け県情文第646号で、業務委託契約に係る個人情報等の適切な取扱いについて、全所属に対して通知を行い、個人情報取扱特記事項や仕様書の添付について、所属職員への周知徹底を依頼した。</p> <p>②個人情報取扱特記事項の契約書への記載については、「行政文書の手引」において、記載すべき契約の種類、根拠等を明記し、設計書、図面、仕様書等の付属書についても、必ず契約書に添付することを明記していたが、平成28年度末の第一次改訂において、記載位置を本文に移すとともに、仕様書の添付を第一に表記することで、注意喚起を行った。</p> <p>③今回の事案の発生を踏まえ、本課が主催する「個人情報保護制度研修会」、「文書取扱事務研修会」等の中で、契約文における個人情報取扱特記事項の記載や仕様書の添付に関し、特に注意喚起を行うなど引き続き対応を進める。</p> <p>④上記研修会への積極的な参加を促すとともに、出席者の把握を行い、出席していない所属に対しては、改めて通知を行うなどの対応をとる。</p>
-----------------------------	---	---